

○ 再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

- (1) 家庭ごみのリサイクルの推進
可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量化に向けた意識啓発と、資源化・減量化を図るため、生ごみ処理機等の購入補助などを行っています。
- (2) 事業ごみリサイクルの推進
再生可能な紙ごみの清掃工場への搬入規制や、近隣オフィスの紙ごみを効率的に回収するミニオフィス町内会の設立支援「秘密文書再生システム」への参加の働きかけなどを行っています。
- (3) 熱回収(サーマルリサイクル)の推進
清掃工場でのごみ焼却余熱を、発電、給湯・冷暖房及び近隣施設への温水供給に利用しています。
- (4) 焼却残渣のリサイクルの推進
焼却灰のセメント原料としての利用や、焼却灰を熔融処理した熔融スラグをコンクリートブロック等の骨材としての再生利用を推進しています。
- (5) 産業廃棄物排出業者への指導
多量排出事業者(年間500トン以上を排出する者)に対して、減量化に向けた指導を行うとともに、最終処分されている産業廃棄物のうち、特にリサイクル技術が進展している汚泥などについて、リサイクルの推進を図っています。
- (6) 建設副産物のリサイクルの推進
本市が発注する建設工事については、建設副産物(建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材及び建設汚泥など)の再資源化などに努めています。
- (7) 再使用(リユース)の促進
西部リサイクルプラザにおいて、不用品情報のインターネット等での提供や、大型ごみとして出された家具や放置自転車の補修再

生後の販売などを行っています。

○ 廃棄物適正処理の推進

- (1) 一般廃棄物の焼却施設、最終処分場の管理と整備
紙ごみなどの搬入規制物を排除するとともに、災害等に対応できる処理能力の確保に取り組んでいます。また、整備にあたっては、地域住民との対話を十分図るとともに、環境の保全について適正な配慮を行っています。
- (2) 産業廃棄物の処理施設の整備
廃棄物の不法投棄など不適正処理事案の発生を未然に防止し、市民の生活環境の保全を図るため、産業廃棄物の民間処理施設の適正な整備を促進しています。
整備にあたっては、生活環境に配慮するとともに、周辺住民の理解を得るよう指導を行っています。
- (3) 産業廃棄物排出事業者等への指導・監督
処理業者に対する立入検査や、排出事業者への産業廃棄物管理票の適正運用の指導等により、廃棄物処理法の遵守を指導・監督しています。また、自動車リサイクル法に基づいた使用済自動車の適正処理等についても指導・監督を行っています。
さらに、ISO14001 認証の取得や、優良産業廃棄物処理業者認定制度の促進などにより、優良事業者の育成を図っています。

IV 施策の実施状況

3 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進

【基本方針】

水辺空間は、もっとも広島らしさを感じさせる空間であるため、河岸緑地の整備を進め、また、河岸緑地などにおける様々な市民の活動を促進することにより、川や海を市民の身近なものにします。
また、都市における緑は、潤いと安らぎのある都市空間の形成に資するだけでなく、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源となるなど、市民生活や環境に大きな役割を果たしていることから、都市緑化のための取組を進めます。

○ 「水の都ひろしま」づくりの推進

- (1) 市民による水辺の活用
平成15年1月に策定した「水の都ひろしま」構想の様々な取組を計画的・効果的に進めるため、同年10月に「水の都ひろしま」推進計画を策定しました。この計画に基づき、水辺のオープンカフェや水辺のコンサートなど、4つのモデル地区で、地区の特性に応じた取組を実施しています。
- (2) 水辺空間の整備とまちづくりの一体化
安心して泳げ遊べる水辺づくりの推進や、水辺の歩行者動線の確保などに配慮した河岸緑地の整備などを行っています。



京橋川の河岸緑地

○ 潤いのある緑のまちづくりの推進

- (1) 市民意識の醸成と市民緑化への支援の拡充
緑のまちづくりへ積極的に取り組む市民意

識の醸成を図るため、緑の作文コンクール等の表彰や春と秋のグリーンフェア等のイベントを開催するとともに、緑に関わる人材を育成するため講習会などを実施しています。

- (2) 市民による民有地の緑化
市民や企業等が主体となった民有地緑化を促進するため、平成22年4月から、市街化区域等において敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築等を行う建築主に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化推進制度を実施しているほか、民有地緑化推進事業補助金制度や民間建築物等緑化事業補助金制度による工事費の助成を行っています。
- (3) 平和のための市民との協働による緑の交流と継承
修学旅行で平和記念公園を訪れた学校等への被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木配付などを行っています。
- (4) 市民との協働による公園づくりと花壇づくり
地域住民が主体となって、公園再生活動を行う身近な公園再生事業や、市民ボランティアグループとの協働による公共施設(道路・公園等)への花の植え付け等を行うボランティア花壇づくり制度、市民や企業等が平和大通り等の花壇の維持管理に参加、協賛するグリーン・パートナー事業などを行っています。
- (5) 公園緑地の整備
広島市緑の基本計画において目標としている公園緑地面積1000ha〔平成32年度〕に向け、整備を推進しています。
- (6) 公共建築物の緑化
多くの市民が利用し地域活動の核となる公共施設の緑化を進めています。
〔平成23年度の整備箇所:伴福祉センター〕
- (7) 道路の緑化
美しい都市景観づくりと道路交通の快適性を向上させるため、道路の緑化を進めており、平成23年度においては、御幸橋三篠線の緑化を行いました。